

2015年5月19日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

定款の一部変更に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2015年6月24日開催予定の第111回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社法における「委員会設置会社」の名称変更に伴う変更

2015年5月1日に、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下「改正会社法」)が施行され、指名・報酬・監査の3委員会を置く会社の名称が、従来の「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へと変更されています。

これに伴い、当社定款第5条に所要の変更を行います。

(2) 責任限定契約に関する規定の変更

改正会社法では、自ら業務執行を行わず、もっぱら経営に対する監督・監査を行う取締役は、会社との間で責任限定契約を締結することが認められました。これに伴い、有用な人材の登用・招聘の観点から、当社定款第33条に所要の変更を行います。

なお、本変更を株主総会に提出することについては、監査委員全員の同意を得ています。

(3) 剰余金の配当の基準日の変更

現在、当社定款第44条では、剰余金の配当の基準日を6月30日、9月30日、12月31日、3月31日の年4回と定めています。一方で、当社は、剰余金の配当は原則として9月30日および3月31日を基準日とする年2回とすることを基本方針としています。

定款の規定を上記の方針に合致させるため、当社定款第44条に所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、当社現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。(http://www.nomuraholdings.com/jp/company/group/holdings/article.html)

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(機関) 第5条 当社は<u>委員会設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3)会計監査人</p> <p>(取締役の責任軽減) 第33条 (略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年<u>6月30日、9月30日、12月31日、3月31日</u>とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 3. (略)</p>	<p>(機関) 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3)会計監査人</p> <p>(取締役の責任軽減) 第33条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年<u>9月30日、3月31日</u>とする。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月24日(予定)
 定款変更の効力発生日 2015年6月24日(予定)

以上

<お問い合わせ先> グループ広報部
 杉、山下、吉村、菅井、小林、小口 TEL:03-3278-0591